

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第5回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和6年8月19日(月)午後2時から午後4時26分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、池田委員、 矢口委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：福祉総務課長、福祉総務課福祉総務係長、道路下水道課長、 道路下水道課下水道係長
報 告 事 項	令和6年度第4回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 行政評価の評価結果の審議について 「No.9 民生児童委員活動支援事務」、「No.10 地域福祉推進事業補助金」、「No.15 雨水浸透施設設置補助金」及び「No.16 雨水貯留槽設置補助金」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第3回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(修正案)及び第4回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.20 選挙啓発ボランティア事業 … 原案のとおりとした。 ○No.6 バリアフリー住宅化助成事業 … 原案のとおりとした。 ○No.11 心身障害者(児)ガソリン費等助成事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.12 福祉タクシー事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.2 木造住宅耐震改修等助成事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	報告事項 令和6年度第4回行政評価委員会の会議結果について 令和6年度第4回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。

(発言者)

○印=委員

●印=説明員

■印=事務局

### 議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

#### 【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

### No.9 民生児童委員活動支援事務

民生児童委員活動支援事務の概要及び内部評価について、評価調査に基づき所管課から説明した。

#### 【質疑・意見等】

○ 民生委員の定数の基準はあるのか。

● 定数は民生児童委員58名、児童支援に特化した主任児童委員4名の計62名である。令和4年12月1日現在では15名の欠員が生じていたが、本日現在、民生児童委員46名、主任児童委員4名が在籍しており、欠員は12名である。

○ 民生委員一人当たり何世帯を担当するのか。

● 大体500世帯を担当する。その中で民生委員が介入して福祉支援を必要とする方は、地域差はあるがおおむね100人程度である。

○ 民生委員は自分の担当する世帯を把握できるようになっているのか。

● 岸一丁目や中原二丁目など、市内の区域ごとに担当する民生委員を定め、担当区域の世帯数で割り振りしている。

○ 要支援の対象であることも分かるように知らせているのか。

● 知らせている。一人暮らしの高齢者の方や、避難行動要支援者支援制度に登録した方の人数を提供し、その方は特に見守りが必要で支援するよう伝えている。避難行動要支援者は、高齢者や障害者のうち、災害等の発生又は発生するおそれがある際、自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保のため民生委員にも情報を提供する。

○ どのように推薦もしくは依頼され、どういう方が民生委員になるのか。

● 民生委員法に基づき各市区町村に民生委員推薦会を設置している。民生委員になるには、その推薦会から都道府県に推薦し、都道府県の審議を経て、最終的に国へその方の情報を提供し委嘱する。推薦会に挙げる方は、その地域の自治会からの推薦や、地域のボランティア団体からの推薦が多い。

○ 推薦プロセスは分かったが、現状でどういう方が民生委員を務めているのか。自治会で役員を務めた方が担うなど傾向はあるのか。

● 地域差はあるが、御指摘のとおりその自治会の役員の方が務めるといふ地区もある。仕事を定年退職されて担う方が多かったが、定年延長により現在は候補者自体が少なくなっている状況であ

る。自治会からなかなか推薦できないという声も聞くものの、今も自治会からの推薦が多い。

- 男女比や年齢について伺いたい。
- 平均年齢は65歳程度である。男女比の割合は女性が多く、全体の8割程度を占めている。
- 市民は担当の民生委員が誰かを把握しているのか。
- 毎年5月に民生委員の広報誌を市内全戸に配布し、担当区域の民生委員を周知するが、それだけではなかなか市民の目に触れないため課題と考えている。
- 認知度は低いのか。
- 一定のニーズはあるが、民生・児童委員やその活動に対する認知度は極めて低いことが課題である。令和2年3月に報告した地域福祉計画策定に向けた市民意識調査結果報告書で、日常生活の困りごとや何かしらの悩みを感じている方は全体の75.2%である中、同調査で民生・児童委員に相談をしたい方は全体の19.3%、分からない方は67.4%であった。
- 実際にどういう仕事をしているのか。
- 民生委員は、地域と行政をつなぐパイプ役と言われ、基本的に市の補助的な役割や地域住民のサポートを務めてもらう。日常生活で困った場合、どこに相談し、どう対処するのかが分からない方が多く、地区担当の民生委員が対応して市役所の各所管部署につないでいる。生活保護の相談を提案し生活福祉課につなぐケースや、市で児童扶養手当の支給資格要件に該当するか否か調査を必要とする場合に確認してもらうケースもあり、民生委員の訪問・聞き取り調査で手当の支給につなげる。
- 民生委員の仕事は負担になるとの話だが、週に何回活動するのか。
- 全ての民生委員の活動日数から平均値を割り出した結果、令和5年度の一か月当たりの平均活動日数は14日だった。
- 2日に1回は何らかの民生委員活動を行うのか。
- 協議会という民生委員で構成される組織があり、その協議会の仕事として集会や事例研究のほか、地域住民の方からの相談対応や訪問等の活動もある。負担は大きいと所管課としても認識している。
- 民生委員になるのに資格はいるのか。
- 資格は特段必要ない。
- 一人で活動するものなのか。
- 都の民生委員の上部組織は班体制を推進している。必ずしも一人でなくても構わないため、他の地域担当と連携しながら対応していくよう推奨している。
- 民生委員の活動は完全にボランティアなのか。
- 月額1万4,800円を支給している。内訳は、都から市を經由して活動費を費用弁償として月8,800円、行政協力を依頼する市から別途に社会福祉委員手当として支払われる月6,000円である。
- 会議体によって半日程の時間を拘束されることもある。支給される月額1万4,800円はほぼ実費で、自分の時間を費やして活動しても金銭的な支援は僅かでボランティア的な側面が強いという認識

がある。

- その地域や住民に精通して人的なつながりがないと訪問もできないので民生委員の責任は非常に重い。候補者もかなり絞られて自治会からなかなか提案できないとの話も聞くが、地域の実情を知る方のボランティアは非常に少なく、人材確保で何か良い方法はないかと思案している。
- 自治会を含め様々な団体から候補者が推薦されるはずだが、欠員になる理由はあるのか。
- 定数62名に対し現在50名の民生委員が在籍し、市としては欠員を解消し充足させないといけない。  
しかし、自治会等から示していただいた時点ではあくまで候補者として挙がるだけなので、市で民生委員を務めていただけるかを交渉する。家庭や仕事の都合等で引き受けられない方もいるので人材の確保ができていない状況となる。
- 武蔵村山市社会福祉協議会にも民生委員の方がいると思う。
- 社会福祉協議会の評議員として民生委員の方が就任している。それ以外にも様々な市の会議に民生委員の方が出席し、会議の構成員を担う方もいる。
- 民生委員全員が社会福祉協議会に参加しないといけないのか。
- そうではない。ただ行政の会議体の委員として就任し、各種会議に出席する民生委員はかなり多く負担も大きいと思う。
- 行政の様々な会議体に出席されることで人的つながりや組織のつながりが持てるので民生委員の立場では必要だと理解してよいか。
- そのとおりである。
- 負担を減らすために人数が増えることが望ましいが、そもそも自治会から推薦してもらうのも難しく、推薦されても様々な事情で民生委員を務めていただけるかが分からず苦勞されている。
- 御意見のとおり本人からすると自主的にやりたいと手を挙げたわけではないので市職員が交渉しても務まらないと断られてしまう。
- 2日に1回活動するなら勤務のある方は大変である。
- 年齢制限はあるのか。
- 新任の方は69歳まで、再任の方は74歳まで認めており、75歳になると定年を迎えて退任する。任期は毎年12月1日から3年間で、今期の民生委員は令和4年12月1日から令和7年11月30日まで務めていただく。
- その規定は全国一律なのか。
- 各都道府県で規定を定めている。都はこの基準としている。
- その規定を改正する動きはあるのか。
- 令和7年12月の改選から都で年齢要件を緩和するために動いている。確定しておらずあくまで予定であるが、現行の基準の新任の方の69歳の年齢制限を72歳まで引き上げる。
- 規定の変更で当面は楽になるかもしれないが構造的には変わらなそうである。
- 都の規定で実施しているが、例えば市で独自に予算を増やして対応することは無理なのか。

- 唯一対応等を考慮できるとすれば、金銭面で言うと社会福祉委員手当であり、これは市で定めて支給している。
- 高度成長期で景気の良い時代なら余った時間に民生委員を務める若い方も地域に多くいたが、バブル崩壊後はそれが変化し、地域の民生委員が誰か分からず、なり手もいなくなった。今は社会で働く年齢が上がり、定年退職後に民生委員になってもらおうと老々介護のようになってしまう。50代で仕事に多少ゆとりがある方がアルバイトのように行える形になればよい。金銭的な支援を検討し、月数回活動して万単位の報酬が支払われるならなり手も増えるかもしれない。
- 現在50名の民生委員を仮に300人まで増やすと、負担は6分の1に軽減され曜日による交代制で活動することもできる。保護司も同様のことが言えるが担い手の負担が重すぎる。更にボランティア性が強いのでなり手も確保できず、それでは地域の高齢者や生活困窮者などが困るため仕組み自体を変えていかないといけない。
- 昔は40代や50代の民生委員がいたのか。
- 以前は地域ごとに若い民生委員の方がいた。現在は高齢化が進んだが、自治会も以前は若い方が大勢いたので民生委員の推薦も皆で話し合い選出しておりスムーズに決まった。
- 民生委員を20年以上務めている方もいる。その方は40代に就任している。
- そういう方は可能なら30年以上務めていただきたい。叙勲対象にもなる。
- 40代で民生委員になられた方は自営業が多いのか。
- 自営業や専業主婦の方が多。勤務のある方はいないと思われる。
- 他は農業者の方がなり手の中心になっているのではないか。
- 御意見のとおりだと思う。
- そう考えると構造的に人材確保は難しい。
- このような活動に市職員を充てるのは制度の趣旨に沿わず、その役割を考えると地域の方のボランティア支援に頼るのが最もよい。
- 定員は都が決めるのか。
- 定数の要望を市から都に提出し、それに基づき都で条例を制定する。
- すぐに都が了承するかは分からないが、負担軽減の観点からは、定員を拡大し、できる限り個人の負担が小さくなる人数にすることや、市で多少融通がきく社会福祉委員手当を増額することが考えられる。民生委員のなり手になっていただく裾野を広げていくなど、制度の抜本的な改革をしないと厳しい状態から抜け出せない。
- 民生委員の人数を増やせば市職員の事務量も増えるので、市の予算や事務負担も考慮して検討した上で考えなければならず、この場で議論するのは難しい。
- 御意見のとおり市職員の負担も当然あるが、定数を増やせば民生委員の負担軽減につながると思う。しかし、現行の定数も埋まらず12名の欠員がいる実情から民生委員のなり手の目途が見通せず、更に増やした定数を埋めるだけの人材確保はかなり難しい状況なのですぐにできることではないと思われる。

- そのため負担が著しく減るような定数の増やし方をしないとあまり意味がない。
- 御意見のとおりである。併せてなり手の確保、民生委員になっていただくためのインセンティブ、金銭的な支援などを含めて考えていく必要がある。本市だけでなく他自治体でもなり手の確保は課題となっており、都で年齢制限を緩和し拡充してもそれだけでは抜本的な解決にはならないと考えている。
- 民生委員の活動を知ってもらうためインターンシップ制度を導入し、大学生にインターンとして活動してもらう自治体があると聞いた。
- 大学生なら社会人と比べて時間の余裕もある。
- 逆に若い方に民生委員になってもらうのは経験がないから無理なのか。
- やはりその地域の実情に精通して、近隣の住民の方たちと顔馴染みとしてつながり、誰でも気軽に相談にいけるような方が望ましく、民生委員の要件として備えてほしい。20代の方が民生委員になった際にその方に相談するかという疑問があるほか、児童委員として子育て中の方に対するアドバイスする役割も担うためである。
- インターンを行う発想には、補佐的にできる事務補助や活動に伴う連絡調整を若い方が代わることで民生委員の負担軽減になる。
- そういう活用の仕方として、インターンで民生委員の活動を知り経験していただくことは、将来的にも十分あり得ると思う。
- モバイルPCを支給したものの、民生委員が高齢でかえって負担が増加したとあるが、当初はどのように負担を軽減させる狙いだったのか。
- 都としては対面形式でない形で活動を支援したかった。コロナ禍に支給したモバイルPCを活用してもらい相談者へのメール対応やオンライン上のWeb会議などの利用を想定していた。
- 民生委員も相談者も操作は難しそうである。
- 民生委員も操作に不慣れで、相談者もWeb会議の参加やメールの作成自体が難しい状況で課題がある。都で予算をかけて支給しているため何らかの活用方法を市で模索している。
- 横浜市の自治会は連絡ツールにLINEを使用し、何かあると気軽に連絡のとれる体制だが、そういうツールがあれば民生委員への相談のしやすさは変わるのか。
- 相談方法の一つのツールとしてLINEを活用するのは有効的だと思う。時代の変化に合わせて対応するため、民生委員のIC機器のスキルアップをしていく必要があると認識している。現状、全員ではないが民生委員同士LINEで連絡を取っている。
- 関心のある人は広報誌を見て民生委員を把握できると思うが、関心のない人は知らないままになる。誰に相談すればよいかを考えたとき、例えば民生委員に相談する方法を周知しLINEで紹介されることになれば、民生委員はこんな活動をする方だと分かる。
- 制度や存在が認知されていないとは思わないが、一度は聞いたことがあるのに民生委員に相談したいかと聞くとそう思わない方が多

数を占める状況が課題だと考えている。かつてはどう対処すべきか、相談部署も分からない方が多くいたが、今は市役所に電話すれば福祉部署につながり解決できるので時代も変わっている。また、民生委員は、非常勤特別職の公務員という立場で身分が保証され、活動に当たり守秘義務で個人情報も保護されるのにもかかわらず周囲に誤解されてしまう。近隣の方に対して自分のプライベートや個人情報を話すことにハードルを感じてしまう方も多くなったと思う。

- 民生委員の立場で言うと、相手方と実際に会って話して内情を知るので、相手方も具体的な相談ができる。通信だけでは分からず活動も完結できないのでその点は相反している。プライバシーを考えると非常に難しい。
- その点は簡単には伝わらないのでどうやって知ってもらうかを検討する必要がある。
- 地道な広報活動は毎年実施している。今年度も市長が一日民生委員となり大型商業施設で活動してもらい、民生委員はこんな方でこういう役割を担っていると宣伝し、リーフレットも配布した。認知度を高め民生委員が気軽に相談できる存在だと認識してもらうこと、体制を構築することが必要だと考えている。
- これまでの話をまとめると、本事業は、民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生・児童委員」という。）は、行政や関係機関との仲介役、地域福祉の担い手として地域住民の立場に立った相談・支援者の役割を果たしており、その活動を支援する意義は十分に認められる。また、民生・児童委員協議会に補助金を交付することにより、民生・児童委員活動を支え、間接的に市民の福祉向上に寄与していることから、今後も継続することが適当である。

他方、非常勤特別職の公務員であるがボランティア性が強いという性格や、社会情勢の変化等により複雑かつ多様化する要支援者の抱える課題に対応する困難性や負担感の増幅から近年は各地で担い手不足が深刻となり、本市でも定員を満たしていないことから、いかに人材を確保していくかが課題となっている。

よって、今後は、地域共生社会の実現を目指す上で重要となる民生・児童委員の制度や活動内容を市民全体に認識してもらえよう周知し、認知度を高めることに注力することが肝要である。

また、民生・児童委員の負担感の軽減を図る観点からは、地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定を行った上で、定員数の増加や、体験型インターンシップ制度の導入などの創意工夫により、民生・児童委員の人材確保につなげていくことが望ましい。

#### No. 10 地域福祉推進事業補助金

地域福祉推進事業補助金の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

#### 【質疑・意見等】

- 本事業はいつ開始されたのか。
- 正確な開始年度は把握していない。少なくとも平成20年代から

補助事業を継続して実施している。

○ 交付団体について伺いたい。

● 令和5年度は、移送サービス事業を実施するNPO法人ヒューマンライフエンジョイ友の会、地域福祉を推進する事業を実施するNPO法人シニアメイトサービスの計2団体に対し補助金を交付している。

移送サービス事業は、年間延べ621回の利用があり、福祉有償運送として障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に自宅から目的地までドア・ツー・ドアの有償移送サービスである。

地域福祉を推進する事業は、主に成年後見制度に関する活動や、地域の高齢者や介護者が孤立しないよう、居場所づくりとしてのコミュニティカフェ等の実施、認知症の方や御家族の方が交流するためのオレンジカフェの実施、対象者と契約を締結し金銭サポートや死後事務契約等を支援するためのあんしんサポート事業を実施している。

○ 助成対象は毎年度変わるのか、同じ団体が継続しているのか。

● 現在助成している2団体については、開始当時から継続して補助している。

○ 開始当時はどんな状況だったか伺いたい。

● 平成20年代の前半は、現在の交付団体を含めて4団体に本補助金を交付している。その後、介護保険事業に移行し、本事業の補助対象事業から除外されるなどの要因で本補助金が該当しなくなった経過がある。

○ 本補助金の対象外となった2団体について伺いたい。現在は市の委託を受けてサービスを実施しているのか。

● 介護サービスとして実施している。介護保険事業所を運営している団体もある。

○ 現在もサービスを提供しているならそれでよいと思う。

○ 二つの交付団体が行う移送サービスやコミュニティカフェ、オレンジカフェ開催等への利用者数をみても有効に機能していると考えられる。

○ 助成団体を増やしたいとあるが、増える可能性はあるのか。今の話からすると、市の助成を受けて活動したい団体が数多くありその中からたまたま選ばれた2団体が残ったというより、団体自体が少ないという印象を受ける。

● 本補助金の対象事業にどの程度ニーズがあるかを把握しきれていない。介護サービスや障害サービスそのものは、現在は平成20年当時と比べて裾野も広がり、公的な事業としてサービスを実施する団体がほとんどである。

本補助金は、要綱上実施団体はNPO法人や市民団体も対象となり、実施内容もサービスだけでなく研修などにも幅広く対象とすることができる。地域福祉の推進の観点からは、人と人の支え合いが一つのポイントになり、介護保険事業等に該当しないものの地域福祉に寄与する活動や取組を行う団体が増えていくと地域共生社会の実

現にもつながっていく。予算に限りはあるが、多くの団体に本補助金を知ってもらい活動してみようと検討するきっかけになればよいと考えている。

- 移送サービスは介護保険の対象にならないのか。
- 公的な福祉サービスにも福祉タクシー制度はあるが、要介護・要支援の認定区分で要支援の方、障害者手帳の等級が軽度の方など対象要件で利用できない方がいる。また、介護保険の福祉タクシーは、要介護の方は対象になるが利用目的はかなり限定されてしまい、例えば一人で買い物に行くことが困難な方は対象外で使えない。  
しかし、福祉有償移送サービスはそういう方も利用できるの各自治体で福祉有償運送制度を設けている。負担額が少なく利用登録すればドア・ツー・ドアで施設まで送迎するためニーズはかなり多いと思う。
- 現状は人件費のみ補助しており、それにより交付団体が福祉サービスを提供できているのは効率的だと言える。所管課としては移送サービスや地域福祉サービスを更に充実させたい。また、介護保険制度に移行したサービスもあれば、公的な福祉サービスのみでカバーしきれない福祉サービスが現在も残る状況なので、制度の隙間にある福祉サービスで掘り起こせるものがあると考えられる。
- そのとおりである。
- 確かに一定のニーズがあるのに公的な福祉サービスや制度として提供できていない隙間にある福祉サービスはあると思うのもっと充実させてもよいと思料する。市の声かけで手を挙げてくれそうなNPO法人等はあるのか。
- 市で把握している団体はない。市報や市ホームページ等で本事業を周知し、団体から申請していただくと市で審査する。
- 対象があり、手を挙げてくれそうな団体があると分かれば、そこにターゲットを絞り広報することができるが、なかなか見えないとすると難しい。広報してもレスポンスがほとんどない場合もあり得る。
- 事業の予算規模を拡大するならともかく、他の自治体のように人件費に限らず事業費も補助対象とするのは、そこに目途がないなら意味がなさそうである。
- 他にも行政が把握しきれない公的な福祉サービスの隙間やニーズのある領域があるとして、その領域がどこにあるか、どの位の福祉サービスを本制度でカバーできるか、それを担ってくれる団体の目途がつき、予算の規模を拡大した方がよいとなれば話は分かる。民間団体から何かしらの要望があれば別であるが、それが見えない段階で人件費以外も補助対象に含むという方針に切り替える判断は難しい。
- 本来の趣旨から言うと、NPO法人等が行う仕事は行政サービスの中で気付かない隙間やニーズがあるから行うものなので、そういうサービスを行う方はいるが行政側で気が付いていないだけか、または、そういう方を育てることから始めないといけないかであるが、サービスを行う方はいると思うので、その方に本制度を知っていただくことが必要だと思料する。

- 「補助金交付に当たっての課題」で他の自治体では事業費も補助対象だと触れているが、それが本市の課題になるのか。
- 本市は人件費のみ補助している。先ほどの御意見のとおり、実際は事業費も補助すればこういう事業ができるというニーズを抱える事業者がいるのであれば、新たに課題として検討していく必要がある。他市のように事業費に対しても補助するやり方が正しいのか、現状のやり方を継続する方が正しいのか検証ができていない。
- 補助対象経費の拡大について市の考えを伺いたい。
- 今後、他の自治体の同種の補助事業と比較、検証した上で、どのようなやり方が本市にとって望ましいかを見極めていく必要があると考えている。一例として、他の自治体は移送サービスの車をリースで借り上げ、その費用を補助対象としている市がある。そういう経費を補助して負担が軽減されるのであれば、本市も事業費を補助することが適当だと考えられる。本市の移送サービス事業者はリース車を使用していないが燃料費がかかり、それを補助対象経費とするかは他の自治体との比較、検証ができていない。
- 補助対象経費が事業費あるいは人件費かということよりも、事業費をメインに補助するサービスの種類があるのではないか。その事業の性質・性格によって人件費をメインに補助するサービスも多いが、そうではないサービスもあるように思う。もしかすると、事業費を補助している自治体が行うサービスには何らかの特徴があるかもしれない。もし、本市に同様のサービスを提供する団体があるなら当該団体に対し、事業費を補助すれば手を挙げてくれるかもしれない。そういう意味では本事業の対象とするサービスやそれを担う団体の種類や幅を広げるため、どんな可能性があるかをリサーチするのに他の自治体で行われている事例を検証するのは有効だろう。その結果に応じてサービスの内容によって人件費だけでなく事業費で補助する形に変えることにより、新たなサービスを掘り起こせるのであればその可能性を探っていくことは重要であり、その方向性の検討も視野に入れ、調査検証していただきたい。
- 理想としては、制度の隙間にある市民ニーズをNPO法人等がカバーして積極的かつ活発に活動が行われる社会を実現することが重要なので、これをきっかけにそういう方向につなげていただきたい。
- 交付団体の二つのNPO法人では本補助金で補助対象事業を行いつつ、他の福祉サービスも行っているのか。
- それらの事業を線引きして、本補助金の対象である補助事業と、市の委託事業に区別している。市の委託事業ではヒューマンライフエンジョイ友の会は市内図書館への書籍の配送サービス、シニアメイトサービスは介護予防事業として体操教室を実施している。
- 本補助金は人件費を補助対象とするため、交付団体は送迎を担う運転手などの経費に充てているが、同団体では市の他部署から依頼された事業も別途補助を受けており運営が成り立っている。
- そのとおりである。
- 福祉に関連する事業は多く、二つの交付団体も本補助金の補助対象事業以外の事業も行っている。公的な福祉サービスの対象になら

ない独自で行う福祉サービスを対象とし、市民に漏れなく福祉サービスを提供するため、ピンポイントで移送サービスを実施していると思う。確かに必要だと理解できるが、行政の立場では一人も取りこぼしてはいけないので一番難しい。

- これまでの話をまとめると、本補助金は、市内に活動拠点を有し、地域福祉の振興に寄与する事業又は在宅福祉サービス事業を行うNPO法人等の人件費を補助することにより当該団体の活動を促進するものであり、高齢者、障害者等への在宅福祉サービスの普及及び拡大を図る上で一定の意義が認められる。また、交付団体が提供するサービスの利用登録者数も増加しており更なるニーズが認められるため、今後も継続することが適当である。

また、本事業の趣旨である公的な福祉サービスの対象とならない制度の隙間にあるニーズの実態把握及び助成内容の効果検証が不十分であることから、他市における助成内容や福祉サービスの実施状況等を調査することにより、新たな福祉サービスのニーズや助成対象経費のあり方等を検証することが肝要である。

よって、今後は、必要とされる福祉サービスをNPO法人等が積極的にカバーできるよう、適正な支援体制を維持しながら、必要に応じて助成内容を見直すなど、地域共生社会の実現に向けてより効果的な事業へと発展させていくことを求めたい。

#### No. 1 5 雨水浸透施設設置補助金

雨水浸透施設設置補助金の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

##### 【質疑・意見等】

- 本制度はいつ頃開始したのか。
- 平成30年度から開始している。
- 過年度の実績を伺いたい。
- 事業当初からの実績は、平成30年度1件、令和元年度実績なし、令和2年度2件、令和3年度以降実績なしである。
- 貯留槽に比べて浸透施設はここ数年実績がない状況が続いているが、理由はあるのか。
- 浸透施設は工事を伴うので市内の下水道工事業者に設置を依頼しなければならない。貯留槽は工事を伴わない。
- 本補助金は、工事費用4分の3もしくは10万円を比較して低い方を補助するとあるが、工事費用はどの位かかるのか。
- 工事規模によって変わる。業者に補助範囲内で抑えるよう依頼すれば上限額10万円まで、敷地の広い住宅で敷地内に降った雨水を全て浸透施設で地下に浸透させるなら膨大な金額になる。ただ敷地の雨水全てをその浸透施設で処理するという想定をした形になっていない。
- 金額の問題というより、住民の方にとってそもそも浸透施設を設けるメリットがないというように感じる。
- 利用実績をみると補助額に差があるものの、貯留槽の方が使い勝

手がよい。しかし、雨水を地下に浸透させる観点では、貯留槽より浸透施設の方が実施効果は高く本事業の目的にも合致する。

- 私的な利益はほとんどなく、本事業の趣旨を踏まえると公的な利益のため負担する行為と言えるので補助率100%にしてもよいかもしれない。そうしないとおそらく利用してもらえない。

しかし、公平性の課題があり、補助率100%とすると建設時に設置している住宅の所有者との不公平が生じてしまう。建築基準法や武蔵村山市まちづくり条例新築の住宅や開発行為による住宅の場合は、宅地内に降った雨水を処理するための浸透施設を設けなければいけないと規定されている。

- そのとおりである。基準や規定に該当しない古い家屋などが対象となるが、そのあたりの程度感や公平性の観点からは課題があると考えている。
- おそらく補助額を増やしても使われなと思う。
- 建築からある程度年数が経過した建物で、更に宅地内をコンクリートで埋めているような雨水が浸み込まない構造にしている家庭で利用してもらえないイメージがある。
- 御指摘のとおりそういう住宅は実際に目に見える形で成果はある。例えば自宅の敷地に水たまりが多く何らかの対策を講じたい方などに需要があると思う。
- 宅地内の雨水が道路に流出することは望ましくない。最近は大分減っているが、一時期は道路の冠水が多く、側溝から雨水を流す間もその先の水路でパンクして道路が冠水する状況もあった。
- 最終的には道路や川に雨水が流れていく。道路にも雨水排水管も埋設されているが排水能力を超えてしまう場合がある。最近のゲリラ豪雨には対処しきれないところであり、浸透についても考えていかなければいけない状況にある。
- 対策しないより一軒分の雨水でも宅地内で浸透させた方が良いが、洪水を防ぐ効果がどの程度あるかがイメージできない。大規模な宅地開発により地区で一斉に着手するなら効果は期待できそうだが、一軒分の数坪で実施しても大した効果が得られないと感じる。
- 何軒もの住宅が集まる地区の周囲に浸透施設が全く設置されていない場合、自分の家だけ設置して大きな効果があるか疑問だというのは御意見のとおりだと思う。各々の宅地内に設置されていないと実施効果は表れにくいものだが、現状は一遍に全ての宅地内に設置するのは難しい。河川を圧迫しないことが主たる目的なので宅地内の雨水の流出量を極力減らしていく必要がある。
- 対策に当たり雨水量の算出はするのか。例えば一時間当たり何十ミリ以上の雨が降り100平米の敷地から排出される雨水量を想定し、浸透施設でその量を半分に減らすなどの計算をするのか。
- 開発行為による宅地分譲の場合、一宅地の面積で実際に処理ができるよう計算に基づいて浸透施設を設置している。補助金を活用するなら、本来はその形が望ましく一軒一軒の条件も違うので個別に行うだと思う。しかし、ハードルになるので本補助金はそういう計算を求めることはしていない。

- 実際に徴収できるかは別として、流出した雨水は下水道管に流れるので下水道使用料を徴収すべきという発想もあるのではないかと。本来ならその宅地内から排出された水の処理にかかる費用を誰かが負担しなくてははいけない。新築の住宅はその費用を住民が負担しているが、そうでない住宅は費用負担なく下水道を無償で使用していることになる。
- 下水道施設は污水管及び雨水管の2種類あるが、本市は雨水を流す施設がほとんど整備されていない。各宅地から排出する雨水を100%管理するなら雨水管を接続することになるが、現状はできないので宅地内の浸透を考えている。実際はただ乗りしているというわけではない。
- 環境問題に取り組む際はフリーライダー(ただ乗り)の課題があると言われる。自分一人、割高な出費をしなくても他の人が買い与えればその人も環境改善の便益を与える、あるいは皆がただ乗りして自分もただ乗りしないと損をするとの考えからなかなか解決しない。だから環境保全のため行政機関が法的に規制して課題を解決していくのが環境問題の構造だと思う。雨水対策も同様だと思うが、既存住宅では個人の判断に委ねられてははっきり言えないことがすっきりしない。一方で、新築の住宅では既に義務化されている。
- 新築の住宅は建築基準法上で設置しなければならない。
- 論理としては環境保全のため基準を設定し、法的に規制し市民に従ってもらうので法律上の正当性もある。同じロジックを既存住宅にも適用したいのにできないことが問題であり、それを解決するには補助金を交付して市民に納得してもらうやり方しかない。貯留槽には、雨水を貯めて何らかの用途に再利用して個人の利益に結び付いているため補助制度を利用してもらうインセンティブが働く。一方、浸透施設にはそのインセンティブがほとんどないので、仮に補助額を増やしたとしても利用者はあまり増えないと思う。だからといって制度を廃止してしまうことにはならないので難しい。
- 実質、市内8割方の住宅は大体敷地内に土の部分があるため浸透施設や貯留槽がなくても自然に浸水している住宅がほとんどだと思う。
- そのとおりである。
- 駐車場などは側溝に流すため浸透柵を設けるが、芝生の場合は土砂降りでも吸水性が高く雨水は地下に浸透していく。
- 土とコンクリートは浸水性が全く違うので、極論ではあるが土の部分が多ければ浸透施設がなくても雨水を地下へ浸透できるが、市街化が進行していくとそういう土地も少なくなる。屋根に降る雨水も敷地内で全て浸透すればよいが敷地外に流れてしまう可能性もある。
- 浸透を考えるなら戸建て住宅の敷地に行くより、道路を浸透しやすい材質に変更する、大規模な開発行為による宅地開発を行うなど新築の住宅を変える方がおそらく実施効果があるような気がする。  
 今の話にある本制度で浸透施設を設置しオーバーフローする負荷を減らすのにどの位寄与すると期待するかを考えるなら、既存住宅

の敷地内に対して何件設置すべきか、どれ位の計画期間で変えても  
らわないといけないうか、そういう見通しでの計算は難しいのか。

- 実際どの位の宅地に対して行えばよいかという計算をして本制度  
を導入したわけではない。
- 計算しないということはあまり必要と考えていない印象を受け  
る。
- 最近、各地で地震や洪水により道路が冠水して大変だという認識  
はあるが、実際に本市で浸水による被害はあったのか。
- 最近では減っているが、大南地区で浸水被害のあった時期がある。
- 危機感があまりないように思う。その地区の住民も昔ながら伝わ  
る土壌の情報は知っていると思うが、浸水という意味では実態が分  
からず不安感を持っていない。下水道施設の雨水管整備も、道路や河  
川への雨水の流出も、生活する上で問題意識を持ったことがないよ  
うに思う。本制度の利用者を増やすのであれば、地域ごと浸水リスク  
を伝え、市民全体で取り組んでいこうと地域をもってPRする方法  
が最も良く、地域の安全性や浸水の危険性を議論しないといけないう。  
この場で目的や趣旨を踏まえて議論しても、実際の利用者の増加に  
はつながらないと思う。
- PRする場合、もともと市の所有する下水道施設に対する負担と  
いうより、もっと広域に見た際の負担に本市も寄与していて、究極的  
に個人にも寄与しているというのが本制度だと思う。
- そのとおりである。
- 仮に本市が洪水にならなくても広域の下水道に対する負担が生じ  
る。
- 浸透施設は道路や公園内にも設置しており、最終的に河川への負  
担を少しでも減らすことにある。
- 市民としては更に間接的だと思う。
- 浸水した雨水はどの河川に流れるのか。
- 支流に流れ、最終的には残堀川と空堀川に流れる。
- 本制度を普及するならば、雨水対策を講じないといかに河川に負担  
が生じるかをきちんと知ってもらうことが重要である。個人の住宅  
から排出される雨水量は少ないものの、市全体として考えたとき、想  
定する雨水量がどの程度になると河川がパンクしてしまうかを市民  
に知ってもらい、そのためには一人一人に流出抑制対策を努力して  
いただきたいとPRしていくことが大切である。
- 地下に浸透しにくい材質で敷地を埋めているケースなど、土に比  
べて雨水が地下に浸透しない例示を挙げてもよいかもしれない。
- 市内には土地がコンクリートで固められて透水性の低い場所も多  
い。フェンスで囲まれ気付いたら舗装されていることもあり、本気で  
雨水処理を考えるならばそれをなくす対応が必要である。
- 地域を守る公共事業として行うならば、補助金を交付して市民にや  
らせて市全体に普及して初めて達成するという考えでは100%は  
見込めないと思う。

補助金を交付して設置させるならばどの程度の規模で行うか、ある  
いは地域に大型浸透施設を設けて雨水を地下に溜めて流すには公共

事業でないとできないか、大規模な公共事業としてどの程度工事費がかかるかなど、それぞれの違いや何故しないのかという理由も分かりにくい。

- 雨水対策に関する計画はあるのか。
- 策定中の雨水管理総合計画に宅地内の雨水処理について位置付けている。
- 市として雨水管理総合計画を策定し、複数の大きな方針がある中、宅地について新規の宅地開発や面的な開発行為に伴う場合は規制により設置を義務化し、それ以外の既存の住宅地は本制度で設置を求めるという体系に整理されているという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 規制とはいえ耐震基準のように、その基準を満たさないと建築許可がされないような厳しいものではないと思う。
- 要綱は定めているのか。
- 開発行為に伴う宅地分譲の場合、都市計画法に基づく開発行為に則るものと武蔵村山市のまちづくり条例に則るものがある。開発行為に則らないまちづくり条例のみにしか当てはまらない場合も同様に雨水浸透施設を設けることになる。建物だけでなく駐車場など一定規模の開発行為を伴うものは浸透施設を設けないとならない。
- 設置しないと建築許可されないものなのか。申請時に指導することで実質的に100%設置されるなら、まちづくり条例等の法的拘束力が強いわけではないのか。
- 本市では建築行政を行っておらず、都が所管するので把握していない。都の法的拘束力がどの程度で、強く指導しているかは分からないが、都市計画法に基づく開発行為はまちづくり条例も関連している。それらの規定に基づき宅地分譲する際、建築前の宅地分けには市職員も関わっており図面や現地確認で浸透施設の設置を確認している。
- 耐震基準ほどきっちりしていないが、新築の住宅はかなり順守されているだろうと期待してよい。
- 御意見のとおりである。
- ただ、これから本制度を利用する助成者が増え、助成件数が増えていくかということ、そうでもないだろう。
- 若干助成件数変動するにしてもすぐ変わるとは思っていない。
- 新たに建築される度に現行法に則り浸透施設が設置されるのでいずれは本制度も必要なくなる。築30年から40年程度の既存住宅に対応する制度だろうが、中には除草が手間で庭をコンクリートで埋めてしまう人もいる。
- そういことがないように上手く伝わればよい。
- 雨水流出の抑制で治水及び雨水浸透による地下水涵養を図ることを目的とし、雨水管理総合計画に位置付けられている施策で公益性があり、既存住宅の敷地内から排出する雨水量を抑制するという意味でも実行されたら有効性のある事業となる。

しかし、効率性の観点からは、浸透施設はほとんど交付実績のない実態があり、その状況は事業開始当初から変わっておらず本制度が

有効に活用されてる制度だとは言い難い。

浸透施設が使われていない理由には、おそらく直接的に個人の利益に役に立つものではなく、補助金がもらえても公共の利益のため浸透施設をわざわざ利用しないことが原因と考えられるため、今後、浸透施設が増えるという期待は難しいと思う。

どう普及させていくかを考えたとき、当該施設を整備することで自分たちが何に寄与・貢献してるかが分かるよう示すことが大切である。私的な利益ではないにせよ公的な利益にどう貢献しているか、あるいは設置しないことでどう被害・影響を及ぼすことにつながるかという問題意識を持ってもらえるようPRしていくことで本制度を活用してもらうことにつながる。単に補助金がいくらと伝えるのではなく、必要性がどこにあるかが分かるようPRの仕方に工夫してもらいたい。

- これまでの話をまとめると、本補助金は、市内に所有する既存住宅の敷地に雨水浸透施設を設置した者に対しその設置に要する費用の一部を補助するものであり、雨水流出を抑制して治水や雨水浸透による地下水の涵養を図ることを目的としており、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、近年補助の実績がなく、自助・共助による災害対策が期待する効果に到底及んでいないとは言えないことから、いかに浸透施設の設置を促進し、制度を活性化するかが課題となっている。また、貯留槽のように溜めた雨水を防火用水や散水に再利用できるなど私的な利益にも直接関係しないことや、未設置住宅に対する法的拘束力が乏しいことなどが浸透施設の普及率が低い要因となっていると思料する。

よって、今後は、本制度の利用促進を図るため、昨今の局地的豪雨等により浸水被害が頻発する状況を踏まえ、敷地に浸透施設を整備することによるメリットや、雨水流出量の増加に伴う影響、被害などが分かるよう効果的な周知方法について検討した上で、公益性の観点から、個人で対応可能な雨水流出防止及び水防対策として本制度をPRするなど、市民の水防意識の向上を図っていくことが肝要である。

#### No. 16 雨水貯留槽設置補助金

雨水貯留槽設置補助金の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

##### 【質疑・意見等】

- 本制度はいつ頃開始したのか。
- 雨水浸透施設設置補助金と同様、平成30年度からである。
- 過年度の実績を伺いたい。
- 事業当初からの実績は、平成30年度4件、令和元年度12件、令和2年度5件、令和3年度8件、令和4年度2件及び令和5年度7件である。
- 浸透施設に比べて貯留槽は例年実績がある。理由はあるのか。

- 貯留槽は工事を伴わず、水道水の代わりに庭木の水やり等に溜めた雨水を活用できるため、実績に反映されていると考えられる。
- 浸透施設との補助金額に違いはあるのか。
- 本補助金は、工事費用4分の3もしくは3万5,000円を比較して低い方を補助する。補助額に差はあるものの、貯留槽の方が使い勝手がよい。
- 庭にタンクを置いて使うのか。
- 雨どいからつなぐための格子も必要で、建物によってパイプ本数や設置個所なども様々で工事費もかかる。実績があるとはいえ、設置したいという方は少ないかもしれない。
- 農家を営む方で雨水を溜めて撒き水に使うなど活用方法があればよいかもしれない。
- 貯留槽の設置も雨水管理総合計画に位置付ける予定か。
- 浸透施設と同様に、策定中の計画に宅地内の雨水処理について位置付けている。
- 雨水管理総合計画に位置付けられている施策で公益性があり、既存住宅の敷地内から排出する雨水量を抑制するにも有効性のある事業となる。効率性について、貯留槽は、年間数件程度でばらつきあるが継続して実績があるので、一定のニーズを満たしており市民が本制度を活用していると判断できる。
- 浸透施設と同様、既存住宅に浸透施設及び貯留槽をどう普及させていくかを考えたとき、当該施設を整備することで自分たちが何に寄与・貢献してるかが分かるよう示すことが大切である。私的な利益ではないにせよ公的な利益にどう貢献しているか、あるいは設置しないことでどう被害・影響を及ぼすことにつながるかという問題意識を持ってもらえるようPRしていくことで本制度を活用してもらうことにつながる。単に補助金がいくらと伝えるのではなく、必要性がどこにあるかが分かるようPRの仕方に工夫してもらいたい。
- これまでの話をまとめると、本補助金は、市内に所有又は使用する既存住宅の敷地内に雨水貯留槽を設置した者に対しその設置に要する費用の一部を補助するものであり、雨水の利用を促進し、もって水循環の再生を図ることを目的としており、その意義が認められる。また、毎年度交付実績があり一定のニーズが認められることから、今後も継続することが適当である。  
しかし、自助・共助による災害対策として貯留槽の普及率を更に高めていく必要があり、雨水浸透施設設置補助金と同様、公益性の観点から、個人で対応可能な雨水流出防止及び水防対策として本制度をPRするなど、周知方法等の工夫改善により、より効果的な事業へと発展させていくことを求めたい。

## 議題2 行政評価委員会としての意見整理

第3回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(修正案)及び第4回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)を提示した。

### No.20 選挙啓発ボランティア事業

- 原案のとおりでよろしいか。

- 異議なし。

**No. 6 バリアフリー住宅化助成事業**

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

**No. 1 1 心身障害者（児）ガソリン費等助成事業**

- 第一段落の「負担軽減」の記載について、福祉タクシー事業の外部評価は「経済負担の軽減」としているため表現を統一させた方がよい。また、福祉タクシー事業の外部評価の表現に合わせ、目標とする助成対象者の95%以上が利用していることから、意義と実績ともに認められるため継続することが適当である旨の記載に修正した方がよい。そのため「その意義は十分に認められる」の後に「また、目標とする助成対象者の95%以上が利用していることから今後も継続することが適当である」とし、意義も実績もあるので継続することが適当だと統一した方がよい。

- 第三段落以下の文章は、関係が複雑に絡み合っているので一度整理した方がよい。また、公平性の話と福祉タクシーとの併用の話は別のことであるため分けて記載した方がよい。

最初に、「同一趣旨の福祉タクシー事業と対象者の障害要件に差があり、公平性の観点からは課題が残る。また、両制度のうちどちらか一方しか利用できず、状況に応じて選択的に利用できないため非効率が生じている。よって、対象者の障害要件を統一し、両制度を一体的に利用できるように見直すという所管課の評価に異論はない」旨の趣旨に修正していただきたい。

- 所管課の提案は、併用して一体化すること、それに合わせ対象者条件を見直すことであるが、一体化する理由と条件を見直す理由は別々であると思う。

条件を見直す理由は、同一趣旨の事業であるにもかかわらず、対象者要件が異なるのは変なので見直した方がよいことにつながる。一体化する理由は、別々に利用するのは不便であり、タクシー券を使いきれっていないなど非効率が生じているので一体化した方がよいことにつながる。一体化に合わせ、その要件を見直すことに合理性があると記載した方がよい。

- 次に、見直しに当たっての注意点として、障害者の程度に応じた移動の困難性に着目し、障害要件を再検討してほしいことを記してほしい。むやみに対象から除外しないでほしいが、障害程度4級など障害程度の軽い方にとって本当に必要なかということを考えてとき、障害の程度に応じて様々な困難性があるので、それに応じて障害要件を見直してほしい。その結果、障害程度の軽い方は必要ないという結論に至るなら構わないが、もう一度きちんと見直してほしい。

次に、利用条件の変更に当たっては、「対象者要件の変更により不利益が生じる場合については、その影響を十分に精査した上で、慎重に判断していくことを求めたい」とシンプルに記載した方がよい。

- 最後の段落について趣旨は合っているが、多摩都市モノレール延

伸によって地域公共交通の変化が生じた場合、本制度にどう影響するのかを考えた方がよいという話だった。影響がなければあまり考える必要はないが、やはり障害者の交通事業には影響がある旨を盛り込んで記載していただきたい。軽度の障害者の方は利便性があればモノレールを利用するなど状況が変化することが予想される。よって、「多摩都市モノレール延伸等による地域公共交通の変化に伴い軽度の障害者の移動手段は変化することが予想されるため、中長期的には地域公共交通の変化を見据えて制度を見直すことが肝要である」旨の趣旨に修正していただきたい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

#### No. 1 2 福祉タクシー事業

- 内容が複雑かつ抽象的で分かりにくい印象がある。

まず、第一段落に「受領者の約7割が同券を利用しており」をタクシー券の受領者の7割が利用しているから有効だという理由にしているが、所管課の評価では7割は少ないため見直しを図った方がよいという理由にしている。受領者うち利用率は67.8%、未受領者は約15%で差し引くと約53%となる。そのため、第一段落の有効だという記載自体はよいと思うが、有効性に全く問題がないと見えてしまうのは好ましくない。

第二段落の最初は、事務手続きが負担で大変とするより次のように記載した方がよいので、「ただし、未受領者を含めると福祉タクシー利用率は約6割にとどまっていることから、利用しやすさに課題がないかを点検する必要があると思料する」の一文を加えていただきたい。

次に、見直しに当たっては、同一趣旨のガソリン費等助成事業との併用も考慮してほしいと記載すると、まず利用しやすさを考えてほしいと伝わる。その後は原文のまま、協力事業者と市の双方とも事務負担が発生しているので、当委員会としてもより効率的な方策に向けて見直しを検討する必要があると思料するとした方が分かりやすい。

- ガソリン費等助成事業の外部評価の中で、本事業と併用できるよう検討してほしいと記載し、公平性の問題にも触れているため、第四段落の「ただし、」以下の文章については削除してよい。
- 事務負担の軽減を考えると、審議の中でタクシー利用の際アプリで配車予約するという話があったので「タクシー予約における専用アプリやキャッシュレス決済などの普及している実態を踏まえて、それを活用するなどし、事務負担の軽減を図っていくことを求めたい」旨の趣旨に修正していただきたい。
- 第一段落の「タクシーの利用料金を補助することにより、」とあるが、タクシー券で乗車賃の全額を負担しているように読み取れる。実際に利用する際は何時いくら支払うのか。
- タクシーから降りるときに利用料金の不足分を現金で支払うのではないか。
- タクシー券の釣り銭は出ないので400円分又は100円分のチ

ケット及び現金を使って支払うと思う。

- 事業者は毎月利用者から回収したチケット分の金額を市に請求するが、事務負担が大きいという話だった。
  - 例えば、ガソリン費等助成事業と同様に、手間はかかるが領収書による償還払いとする方法もある。インターネット上では様々な決済手段があるので、申請事務に活用して領収書の画像をメールに添付するなど対応できるようになれば楽になるかもしれない。
  - 利用者本人が市役所に申請して差額を現金支給してもらおう方が楽かもしれない。
  - どちらがよいか、あるいは福祉タクシー専用アプリを活用するか、いろいろな検討の余地がある。ガソリン費等助成事業との併用を考えるなら、タクシー券にこだわる理由はあまりないように思う。
  - 50社あるタクシー会社に連絡しても配車予約が取りにくいという話もあったので加えた方がよい。
  - それはタクシー業界における人材不足やタクシーの配車予約の取りにくさが背景にある。それをどう解消すればよいか分からないが、インターネット上で調べると、福祉タクシー専用の予約アプリがあり、首都圏を対象地域としており本市も含まれる。どの程度使い勝手がよくて実際に役立つか分からないが、もし使い勝手がよいのであれば、予約アプリやスマートフォンを用いたキャッシュレス決済の手段を考慮することで、事務手続の問題だけではなく、予約の利便性の課題の解決につながるかもしれない。そういうことも念頭に置いて利用率の向上に努めてもらいたい。
  - 都内で試行実施する一般ドライバーが有償で乗客を運ぶ取組の話など、制度変更がされているので、それを見据えた上で制度改革を進めていただきたい。
  - 市内にそういう人材が何人かいてどこかを中継して一斉に通信が取れるなら福祉専用で利用者のもとに巡回してもらえると面白い取組になるかもしれない。
  - 福祉タクシーの予約アプリを運営する会社は、タクシー会社向けに当該システムを活用してほしいとアピールしている。個人タクシー経営の方でも運営会社と契約して傘下に加わることは可能だと思う。取り巻く状況が変わってきているので中長期的にはそれを念頭に置いて考えていった方がよい。評価の上で難しいのは、予約アプリの話を挙げるのに、利用しやすさの改善なのか、あるいは事務手続の改善なのかどちらにも関わってくるため、これまでの意見を参考に書き分けて趣旨を盛り込んでもらいたい。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

#### No. 2 木造住宅耐震改修等助成事業

- 議論の中で、本事業の公共的価値として、その助成対象となる住宅の住民の生命や財産を守るだけでなく、その地域全体の安全性を高める意味があるという話があった。第一段落の「地震発生時における市民の住環境への安全性の向上」を「地震発生時における助成対象住宅

	<p>に居住する市民の生命・財産を守るだけでなく、地域の安全性の向上に資する」に修正した方がよい。</p> <p>○ 第二段落は、耐震化の必要性を啓発することに触れる前に、まず耐震改修促進計画に掲げる目標を達成するのに現状の実績ではあまり効果がないと記した方がよい。冒頭を「他方、第二次耐震改修促進計画で目標とする要耐震改修住宅戸数2,733戸を令和7年度までにおおむね解消することは困難な状況となっており、」とし、「耐震化の必要性を啓発し、申請者をいかに増やすかが課題となっている」と文章をつなげてほしい。</p> <p>○ 都の助成金の話を挙げているが、それを活用する理由は市の財政負担が軽くなるというより、都で予定する助成金の額が大幅に高くなるのが重要だと思う。そのため、「よって、」の前に「また、交付実績が低調である理由として、耐震改修に係る費用に対して補助額が少ないことに加え、住宅の耐震化の必要性に対する市民の認識が不十分であることが考えられる」とし、後段の文章につなげて国や都の補助金の活用により補助額の増額について検討してほしいと修正していただきたい。</p> <p>次の「また、」で始まる文章はそのままとし、啓発活動を行うことや、耐震診断結果に応じた改修内容や工事費用を明記することで分かりやすく理解してもらうことが必要だとつなげる方がよい。</p> <p>課題の一つ目に、耐震化に係る費用が高いことに対して補助額が低いこと、二つ目に、そもそもなぜ耐震化する必要があるかを提案する必要があるのかを示した方がよい。始めに、都が補助金を交付してくれるなら市の補助額の増額を検討してほしいこと、次に、対象を絞って地域コミュニティにも意識を向けて耐震化の重要性を伝え、意識啓発を高めてもらうこと、分かりやすく周知してもらうことを記載して修正した方がよい。本事業は実績が乏しいものの、事業そのものは大切に継続すべきなので、解決策は見えにくい而努力していただきたい。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p>議題3 その他        次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	--

会議の 公開・ 非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <span style="float: right;">傍聴者： 0 人</span></p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[ ]</p>
---------------------	--

